

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月17日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後												
1	<p>様式第8号（第15条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び<u>第11号</u>を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日（該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び <u>第11号</u> を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日（該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日）	[略]	[略]		<p>様式第8号（第15条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び<u>第12号</u>を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日（該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び <u>第12号</u> を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日（該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日）	[略]	[略]	
[略]														
道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び <u>第11号</u> を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日（該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日）	[略]													
[略]														
[略]														
道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び <u>第12号</u> を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日（該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日）	[略]													
[略]														
2	<p>（乗車又は積載の制限等）</p> <p>第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に定めるとおりとする。</p> <p>（1）乗車人員の制限</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>（ア）16歳以上の運転者が、<u>幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）</u> 1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>（イ）～（オ） [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>（2）～（4） [略]</p>	<p>（乗車又は積載の制限等）</p> <p>第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に定めるとおりとする。</p> <p>（1）乗車人員の制限</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>（ア）16歳以上の運転者が、<u>幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）</u> 1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>（イ）～（オ） [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>（2）～（4） [略]</p>												
備考	改正部分は、下線の部分である。													

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和2年8月1日から施行する。
- この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。